

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

○住宅確保配慮者居住支援法人の変更(二件)：
(住宅政策本部民間住宅部安心居住推進課)：一
○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定：(環境局環境改善部化学物質対策課)：一

規程(支)

○東京都交通局出納取扱金融機関等事務取扱規程の一部を改正する規程：三

公告

○東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出：三
(環境局総務部環境政策課)：三
○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要：三
(産業労働局商工部地域産業振興課)：三

告示

○東京都告示第千九百九十三号
住宅確保配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百二十二号)第四十一条第二項の規定に基づき、住宅確保配慮者居住支援法人(以下「支援法人」という。)から住所の変更の届出があったので、

同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年八月二十九日

東京都知事 小池 百合子

一 支援法人の名称及び住所
株式会社ヒューライフコーポレーション
羽村市小作台二丁目十六番地三十三

二 変更の年月日
令和四年八月十九日

東京都告示第千九百九十四号

住宅確保配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百二十二号)第四十一条第二項の規定に基づき、住宅確保配慮者居住支援法人(以下「支援法人」という。)から住所及び支援業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年八月二十九日

東京都知事 小池 百合子

一 支援法人の名称及び住所
特定非営利活動法人介護者サポートネットワークセンター・アラジン
新宿区新宿二丁目二十四番七一五三三

二 支援業務を行う事務所の変更後の所在地
新宿区新宿二丁目二十四番七一五三三

三 変更の年月日
令和四年八月十九日

東京都告示第千九百九十五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお

り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年八月二十九日

東京都知事 小池 百合子

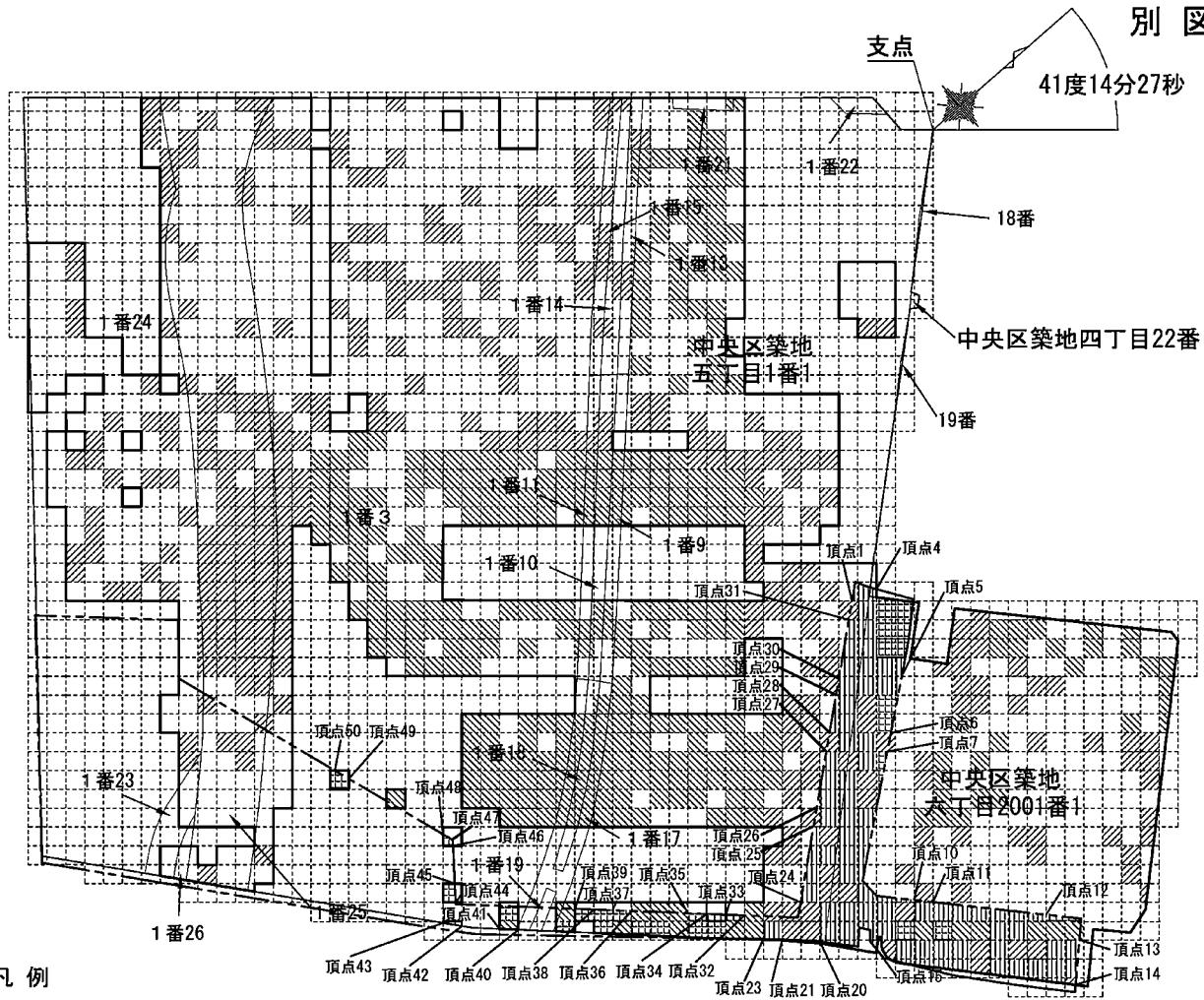
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(中央区築地五丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物

四 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域の一部は、規則第五十八条第五項第十一号に該当する。

別図



凡例

- 敷地境界
- 調査範囲
- 単位区画線
- 筆境界線
- 水面埋立土砂範囲
- 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)
- 形質変更時要届出区域 (規則第58条第5項第11号に該当する区域)
- 形質変更時要届出区域 (この告示により指定し、規則第58条第5項第11号に該当する区域)

〈支点〉  
 支点の位置は、X=-37153.577、Y=-5794.515とする。

〈格子の回転角度:41度14分27秒〉  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

〈座標データ〉

頂点	X座標	Y座標	頂点	X座標	Y座標
1	-37350.690	-5634.852	26	-37437.311	-5564.505
2	-37342.670	-5641.365	27	-37413.687	-5583.690
3	-37339.775	-5635.544	28	-37405.813	-5590.086
4	-37336.799	-5631.032	29	-37390.063	-5602.876
5	-37357.233	-5587.393	30	-37382.189	-5609.271
6	-37381.325	-5568.617	31	-37358.565	-5628.457
7	-37389.355	-5562.358	32	-37503.638	-5548.918
8	-37444.373	-5519.480	33	-37510.898	-5553.805
9	-37444.188	-5508.612	34	-37518.159	-5560.692
10	-37430.582	-5493.720	35	-37525.420	-5567.579
11	-37423.795	-5486.292	36	-37547.203	-5588.241
12	-37383.076	-5441.723	37	-37554.464	-5595.128
13	-37378.692	-5420.022	38	-37561.725	-5602.015
14	-37395.900	-5403.379	39	-37568.986	-5608.903
15	-37462.764	-5784.114	40	-37598.895	-5620.299
16	-37462.635	-5492.409	41	-37606.131	-5627.210
17	-37458.652	-5497.199	42	-37620.161	-5641.545
18	-37462.157	-5501.913	43	-37626.588	-5649.383
19	-37469.268	-5494.721	44	-37614.308	-5653.181
20	-37482.745	-5510.056	45	-37608.059	-5661.002
21	-37497.053	-5524.051	46	-37593.562	-5676.643
22	-37499.746	-5526.568	47	-37593.643	-5679.044
23	-37504.440	-5530.828	48	-37593.538	-5684.800
24	-37445.186	-5558.110	49	-37613.695	-5739.935
25	-37476.684	-5532.529	50	-37616.381	-5748.092

※支点及び境界点の座標は、測量法(昭和24年法律第118号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

規程(交)

●交通局規程第四十七号

東京都交通局出納取扱金融機関等事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年八月二十九日

東京都交通局長 武市 玲子

東京都交通局出納取扱金融機関等事務取扱規程の一部を改正する規程

東京都交通局出納取扱金融機関等事務取扱規程(昭和三十九年交通局規程第十九号)の一部を次のように改正する。

第三条中「集金して、局の別段預金口座」を「局長等が指定する預金口座」に改める。

第四条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「指定事業所以外の事業所の収入について銀行所定の入金伝票」を「入金の詳細を明らかにした帳票」に改め、同項を同条とする。

第五条に次のただし書を加える。

ただし、預託金に係る預金状況を確認するため、毎日の受入高、払戻高及び残高を出納銀行が提供する電磁的記録により確認できる場合は、この限りでない。

第七条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 出納銀行は、官公署に対する支払金で事前に局長等から届出があった場合には、局長等が指定する預金口座から払込をしなければならない。

第十条第一項に次のただし書を加える。  
ただし、当座預金の取扱高を出納銀行が提供する電磁

的記録により確認できる場合は、この限りでない。  
第十二条第二項を削る。

別記附属様式目次中「現金預託票 第四条」を「削除」に改める。

別記第三号様式を次のように改める。

第三号様式 削除

附則

この規程は、令和四年九月一日から施行する。

公 告

東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第六十六条第一項の規定に基づき、(仮称)内幸町一丁目街区開発計画(南地区)について、次のとおり着工の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和四年八月二十九日

東京都知事 小池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第一生命保険株式会社

代表取締役社長 稲垣 精二

千代田区有楽町一丁目十三番一号

中央日本土地建物株式会社

代表取締役社長 三宅 潔

千代田区霞が関一丁目四番一号

東京センチュリー株式会社

代表取締役社長 馬場 高一

千代田区神田練堀町三番地

東京電力パワーグリッド株式会社

代表取締役社長 金子 禎則

千代田区内幸町一丁目一番三号

二 対象事業の名称

(仮称)内幸町一丁目街区開発計画(南地区)

三 工事着手の予定年月日

令和四年九月十二日

四 工事完了の予定年月日

令和十九年五月三十一日

五 届出日

令和四年八月十二日

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和四年八月二十九日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名 (仮称)多慶屋B地区計画

二 店舗所在地 台東区台東四丁目三十三番一ほか

三 設置者名 株式会社多慶屋ホールディングス

四 意見

ア 聴取者 台東区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日

令和四年七月二十八日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課  
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

令和四年八月二十九日から同年九月二十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

